

## A重油、灯油及びレギュラーガソリン仕様書

### 1 仕様等

| 品目番号 | 品名                               | 給油方法             | 規格                      | 納入場所   | 購入予定数量<br>(単位 L) |
|------|----------------------------------|------------------|-------------------------|--|------------------|
| イ    | A重油                              | 中型タンクローリー車給油     | 日本産業規格<br>K2205<br>1種1号 | 県議会棟<br>(山形市松波二丁目8番1号)   | 66,000           |
| ロ    | 灯油<br>(大型タンクローリー車<br>納入分)        | 大型タンクローリー車<br>給油 | 日本産業規格<br>K2203<br>1号   | 県庁舎、県警察本部棟<br>(山形市松波二丁目8番1号)   | 584,000          |
| ハ    | 灯油<br>(中型タンクローリー車<br>納入分)        | 中型タンクローリー車<br>給油 | 日本産業規格<br>K2203<br>1号   | 総合交通安全センター<br>(天童市大字高揃 1300 番地)  | 106,000          |
|      |                                  |                  |                         | 三隊合同庁舎<br>(天童市石鳥居一丁目3番30号)   |                  |
|      |                                  |                  |                         | 警察学校<br>(天童市大字荒谷 820 番地)   |                  |
| ニ    | 灯油<br>(ドラム缶納入分)                  | ドラム缶給油           | 日本産業規格<br>K2203<br>1号   | 消防防災ヘリコプター基地〔消防防災航空隊格納庫〕<br>県警ヘリコプター基地〔県警航空隊格納庫〕<br>(東根市大字若木字七窪 5670 番地) | 3,000            |
|      |                                  |                  |                         | 県庁舎車庫棟、県議会棟、県警察本部棟<br>(山形市松波二丁目8番1号)                                     | 1,000            |
|      |                                  |                  |                         | その他県関係施設<br>(村山地域内の別途指示する場所)   | 3,000            |
|      |                                  |                  |                         | 計  | 7,000            |
| ホ    | レギュラーガソリン<br>(大型タンクローリー車<br>納入分) | 大型タンクローリー車<br>給油 | 日本産業規格<br>K2202<br>2号   | 三隊合同庁舎<br>(天童市石鳥居一丁目3番30号)   | 24,000           |

- (1) 大型タンクローリー車給油は、10KL から 20KL 積載車程度とする。
- (2) 中型タンクローリー車給油は、4 KL 積載車程度とする。
- (3) ドラム缶給油は、4 KL 未満程度の給油及びドラム缶給油としドラム缶使用料を含む。
- (4) 納入方法は、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。

## 2 単価の決定方法《市場価格連動型単価契約方式》

- (1) 単価は月を単位として、以下の方法で自動的に決定されるものとする。
- (2) 一般財団法人経済調査会が発行するデジタル物価版「石油製品編」の毎月下旬号の「Ⅱ. 都市別石油製品価格 石油製品(1)」に記載された品目ごとの山形の価格を翌月の単価の指標とする価格（以下「指標価格」という。）とする。  
ただし、1Lあたりに換算した額とする。

| 品目番号 | 品名                        | 指標価格<br>〔 一般財団法人経済調査会 発行<br>デジタル物価版「石油製品編」Ⅱ. 都市別石油製品価格 石油製品(1) 山形 〕 |
|------|---------------------------|---|
| イ    | A重油                       | 《 ミニローリー渡し4KL積載車 給油 》 A重油・LS（月間8KL程度）                               |
| ロ    | 灯油<br>(大型タンクローリー車)        | 《 ローリー渡し10～20KL積載車 給油 》 灯油（月間20KL程度）                                |
| ハ    | 灯油<br>(中型タンクローリー車)        | 《 ミニローリー渡し4KL積載車 給油 》 灯油（月間4KL程度）                                   |
| ニ    | 灯油<br>(ドラム缶)              | 《 ミニローリー渡し1～2KL積載車 給油 》 灯油（月間1～2KL程度）                               |
| ホ    | レギュラーガソリン<br>(大型タンクローリー車) | 《 ローリー渡し10～20KL積載車 給油 》 ガソリンレギュラー（月間10KL程度）                         |

- (3) 令和8年4月分の契約単価は、受注者の品目ごとの落札単価(税抜き)に1.1を乗じた価格とする。

令和8年5月分の契約単価は、4月下旬号の指標価格から4月上旬号の指標価格を差し引いた額を現契約単価(税抜き)に加え、1.1を乗じた価格とする。

令和8年6月分以降の契約単価は、当月下旬号の指標価格から前月下旬号の指標価格を差し引いた額を現契約単価(税抜き)に加え、1.1を乗じた価格とする。

すなわち、4月上旬号の指標価格と落札単価(税抜き)の価格差を維持するものとし、毎月下旬号の指標価格の増減にあわせて翌月の単価を決定する。

| 計算方法   |
|--|
| 令和8年4月分の契約単価<br>= 落札単価(税抜き) × 1.1                                  |
| 令和8年5月分の契約単価<br>= {(4月下旬号の指標価格 - 4月上旬号の指標価格) + 落札単価(税抜き)} × 1.1    |
| 令和8年6月分以降の契約単価<br>= {(当月下旬号の指標価格 - 前月下旬号の指標価格) + 現契約単価(税抜き)} × 1.1 |

## 3 請求金額の確定時期

請求金額は、納入日時点の契約単価とする。